

○議長（明和善一郎君） 6 番 川崎和夫君。

○6 番（川崎和夫君） おはようございます。

近年の温暖化のせいかどうか知りませんが、非常に今までの経験則とか予測がつかない気象状況で、日本あちこちで台風等の自然災害の被害が出ております。

今回の災害に遭われた方にお見舞いを申し上げ、早く復旧されることをお祈りします。

それでは、通告してあります2点について質問します。

1つは消火栓についてであります。舟橋村の消防は、分遣所ができたことにより、今までの非常備消防から常備消防に変わりました。

国重地区の自主防災組織では、舟橋村分遣所ができるまでは、自主防災活動の一環として、初期消火を狙いとして、消化器、消火栓の操作法等を消防団の指導のもとに訓練を実施してきました。

自主防災組織は消防機関として位置づけられる消防団とは性格が異なり、当局への通報あるいは消火器や消火栓を住民自らが駆使して初期消火に努めることにあります。

常備消防になって、自主防災組織として消火栓の扱いをどのように位置づければよいのか明確になっておりません。

消火栓の扱いと基準を住民にいま一度はっきりと示すべきではないか、当局の考えをお聞きします。

続いて2点目に、機能別消防団員についてお聞きします。

舟橋村分遣所ができたことで、今までよりも火災現場への到着時間の短縮が期待されます。しかしながら、舟橋分遣所は救急業務も担っており、また舟橋村消防団の方々も日中は仕事を持っている方も多いため、不幸にして火災が発生した場合、空白が生じる可能性もあるのではないかと思います。

機能別消防団員は、近年の消防団人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完する役割を期待されております。舟橋村役場職員の方も、4名の方が機能別消防団員として活動しております。

消防団を引退した方が、その豊富な経験を生かし、それぞれの地域で消防団員として培ったノウハウの提供と、自主防災組織との連携を行うアドバイザーとして活動してもらうことが可能かどうかお聞きします。

以上です。

○議長（明和善一郎君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 6 番川崎議員さんの消火栓の取り扱いについてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、平成 25 年 3 月 31 日に東部消防組合が業務を開始するまで、当村は消防非常備自治体でありました。そのため、消防団等が火災現場に到着するまでの間、地元の一般住民の皆様方に消火栓による初期消火のお願いをしていた経緯がございます。

しかし、平成 26 年 10 月 1 日には、舟橋分遣所が業務を開始したことにより、常備消防による消火活動の開始が早まったところであります。

これらの経緯から、当村における初期消火活動に係る対応のあり方がこの数年間で大きく変わってきております。

ご存じのとおり、消火栓は消防法施行令に定める基準に基づき、消防署員、消防団員が消火活動に使用するため村が設置した消防水利でございます。自主防災組織等、一般住民の方のみで使用されますと、思わぬ事故を招くおそれもございます。

しかしながら、万が一ではございますが、同時多発災害が発生した際には、常備消防の現場到着に時間がかかる事態も想定されます。この万が一の事態に備え、自主防災組織等一般住民の方が消防団員とともに消火栓を使用されることは差し支えないものと考えます。

議員さんご指摘のとおり、国重地区の自主防災組織は、従来より、地元消防団員とともに消火栓の使用訓練を行ってこられました。かねてから議会で答弁しておりますとおり、災害時は自分の身は自分で守るという自助意識が最も大切なことでありますので、日ごろからご家庭であるいはそれぞれの地域で、万が一の事態への備えをご確認いただくようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 川崎議員さんの機能別団員の確保対策についてお答えをいたします。

富山県は、先人のたゆまぬ努力により、災害の少ない住みよい県と言われておりますが、先日の東北、北海道の台風被害をはじめ、各地でさまざまな災害が発生しております。

県内においても、我が村においても、いつ何どき発生するかわかりません。災害からの被害を最小限にとどめるためには、これまで以上に備えをしっかりとした上で地域の防

災力を高めていくことが大切です。そのためには、自主防災組織、自治会、消防団、行政等が一層連携し、地域住民一人一人が防災への理解を深めることが重要でございます。

消防団の活動につきましては、社会生活構造の変化とともに、消防団員の定数確保は全国的に大変困難な状況となってきていることは議員各位もご承知のことと思います。

舟橋村消防団におきましても、条例で定めています人数をなかなか確保できず、各団員それぞれ入団勧誘を行っておりますし、また、自治会長会議で団員のいない地区の現状を訴え協力をお願いし、議員の皆様にもお力添えをいただいておりますが、なかなか厳しい状況でございます。

このような中、より多くの人に消防団活動に参加していただくために機能別団員制度が創設され、それぞれの能力やメリットを生かしながら活動されております。

当村では、平日の日中は団員が手薄になり消火活動に支障が生じかねないと、平成19年に役場職員4名を機能別団員に任命しております。

消防団を引退されたOBの方が機能別団員として活躍できないかのご質問ですが、その豊かな経験を生かして活動されることは、自分たちの地域は自分たちで守るんだ、地域コミュニティの強化につながり、地域防災力を高める有効な取り組みと考えます。既に県内の複数の自治体で組織されていると聞いております。

村の消防団員の定年は65歳でございます。体力の問題や仕事の都合等もあると思いますが、ご本人のご理解を得られれば、自治会、自主防災組織、消防団等が連携することになり、地域の安心・安全度が確実に高まります。

ただ、機能別団員も身分上は非常勤特別職の地方公務員となります。任命に当たり、上限年齢の問題、公務災害への対処、報酬等の処遇や活動内容の検討も必要となってまいりますし、予算も伴ってまいります。

しばらくお時間をいただきますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（明和善一郎君） 川崎和夫君。

○6番（川崎和夫君） 機能別消防団員については検討を引き続きお願いしたいと思えます。

消火栓の件についてなんですが、言われることはわかるんですが、1点ちょっと確認で、基準化というのは明確にされていないんですが、住民あるいは自主防災会が使った場合、けがをするおそれがあるというふうに発言されたわけなんですね。やはり消火栓の扱いとか何かというものについては、もし危険を伴うのであれば、正確な使い方、正

しい使い方を住民に周知徹底するのが先じゃないかと。けがをするからやったらだめだというのは、ちょっとやっぱり考え方が違うような気もしないでもないです。

ただ、先ほど言われたように、同時多発的に発生する可能性もないわけではないので、やはりそういう意味では、消火栓というものについての認識を新たにして住民に周知徹底を図るべきじゃないかと。

副村長にお願いいたします。

○議長（明和善一郎君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 川崎議員さんの再質問で、消火栓の取り扱い、総務課長がお答えしましたとおり、従来から非常備消防ということで、地域の方々とともに地域を守るということで取り組みをしてきたわけでございます。

現在、東部消防組合の一員として、舟橋村は常備消防団体というふうになりました。その中で、なら、これまで地域を守るために活動してきた消火栓の取り扱いをどうすればいいのかと。けがをするから使ってもらっては困るという意味なのかというご質問かと思いますが、基本は常備消防が使用するというのが建前でございます。ただ、今言いましたとおり、自分たちの地域は自分たちで守ろうよというふうに村は言っておりますので、絶対に使用してはいけないということでは決してございません。

ですから、ケース・バイ・ケースということは当然ございますし、先ほど答弁いたしましたとおり、多発災害ということになりますと、常備消防が来てくれるのをただ待つというわけには私はいかないというふうに思っております。

ですから、けがを恐れて何もしないということになりますとまずいことですが、状況、状況に応じまして、やっぱりただ火災を見ているというわけには私は地域の方はいかないと思いますので、臨機応変に対応していただければ最小限に被害を抑えることができるものというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。